

永平寺町指定管理者等評価委員会設置条例施行規則を公布する。

令和4年6月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第15号

永平寺町指定管理者等評価委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町指定管理者等評価委員会設置条例(令和4年永平寺町条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者等の評価)

第2条 町長は、指定管理者から地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の規定による事業報告書の提出を受けたとき、または町長が必要と認めたときは、指定管理者等評価するものとする。

(評価の審査の依頼)

第3条 町長は、前条の規定により指定管理者を評価するときは、当該評価委員会に対し指定管理者等評価依頼書(様式第1号)により審査を依頼するものとする。

2 前項の指定管理者等評価依頼書には、事業報告書の提出を受けたものについては事業報告書その他協定書に規定された書類のうち指定管理者の経営状況が確認できるものを、事業報告書の提出を受けない又は受けることができないものについては当該指定管理者の評価に当たり町長が必要と認める書類を添付するものとする。

(評価の審査)

第4条 前条第1項の規定による審査の依頼を受けた評価委員会の委員長は、速やかに評価委員会を招集するものとする。

2 評価委員会は、前項の審査の依頼内容に基づき、指定管理者の事業の執行状況及び経営状況について、評価するものとする。

3 評価委員会は、前項の規定により指定管理者の評価を行ったときは、直ちに町長にその評価に係る審査の結果を指定管理者等評価結果通知書(様式第2号)により報告するものとする。

(評価方法)

第5条 委員会は、町及び評価を受けようとする指定管理者に対しヒアリング、実地調査等を実施するとともに、関係書類の確認等を行い評価する。

2 委員会は前条の規定により評価するに当たり、次条に定める評価基準に基づき、総合的な判断により、指定管理者の評価を行うものとする。

(評価基準)

第6条 指定管理者の評価は、次に掲げる評価基準に照らして行う。

- (1) 施設の運営に関する状況
- (2) 業務遂行能力・施設の維持管理状況
- (3) 利用者サービスの質に関する状況
- (4) 経済性・効率的で安定性に関する状況
- (5) その他、施設の特性等に応じて必要な事項

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、契約管財課で行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条第 1 項関係)

年 月 日

永平寺町指定管理者等評価委員会  
委員長 様

永平寺町長

指定管理者等評価依頼書

永平寺町公の施設に係る指定管理者等評価委員会設置条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により次のとおり公の施設の指定管理者等の評価に係る審査を依頼します。

- 1 公の施設の名称
- 2 指定管理者の名称等  
団体の所在  
団体の名称  
代表者等の氏名
- 3 添付資料
  - ・ 事業報告書 (直近)
  - ・ 自己評価、所管課評価シート (経過年度分)
  - ・ アンケート調査集計表 (経過年度分)
  - ・ 指定管理者等評価審査資料 (様式 10)
- 4 施設所管担当課名

様式第2号(第4条第3項関係)

年 月 日

永平寺町長 様

永平寺町指定管理者等評価委員会  
委員長

指定管理者等評価結果通知書

永平寺町指定管理者等評価委員会設置条例施行規則(令和4年 月 日規則第 号)  
第4条第3項の規定により次のとおり公の施設の指定管理者等の評価に係る結果を通知します。

- 1 公の施設の名称
- 2 指定管理者の名称等  
団体の所在  
団体の名称  
代表者等の氏名
- 3 評価結果
- 4 意見等